

令和3年度第2回
国民健康保険運営協議会
協議資料

加古川市
国民健康保険課
R 4.1.27 開催

目 次

令和3年度決算見込について	… P1
加古川市国民健康保険条例の改正について	… P2～3
加古川市国民健康保険料の料率について	… P4～5

令和3年度決算見込について

(歳入)

(単位:千円)

	R3年度決算見込		R2年度決算		決算額 前年度比 %	構成比 前年度差 ポイント		
		構成比%		構成比%				
保険料・税	医療現年度賦課分	3,258,639	11.69	3,386,905	12.82	△ 3.79	△ 1.13	
	介護現年度賦課分	309,663	1.11	326,057	1.24	△ 5.03	△ 0.13	
	後期支援現年度賦課分	797,146	2.86	821,667	3.11	△ 2.98	△ 0.25	
	医療滞納繰越分	121,795	0.44	152,232	0.58	△ 19.99	△ 0.14	
	介護滞納繰越分	18,831	0.07	23,546	0.09	△ 20.02	△ 0.02	
	後期支援滞繰越分	29,651	0.11	36,900	0.14	△ 19.64	△ 0.03	
	計	4,535,725	16.28	4,747,307	17.98	△ 4.46	△ 1.70	
国庫支出金	制度関係業務事業費補助金	0	0.00	26,207	0.10	皆減	△ 0.10	
	災害等臨時特例補助金	15,069	0.05	32,578	0.12	△ 53.74	△ 0.07	
	計	15,069	0.05	58,785	0.22	△ 74.37	△ 0.17	
県支出金	普通交付金	19,631,371	70.44	18,385,169	69.63	6.78	0.81	
	特別交付金	保険者努力支援分	98,933	0.35	79,067	0.30	25.13	0.05
		特別調整交付金分	66,167	0.24	79,580	0.30	△ 16.85	△ 0.06
		県繰入金分	344,339	1.24	346,027	1.31	△ 0.49	△ 0.07
		特定健診等負担金分	61,236	0.22	60,794	0.23	0.73	△ 0.01
計	20,202,046	72.49	18,950,637	71.77	6.60	0.72		
諸収入	92,000	0.33	109,400	0.41	△ 15.90	△ 0.08		
一般会計からの繰入金	保険基盤安定繰入金(軽減分)	900,395	3.23	878,553	3.33	2.49	△ 0.10	
	保険基盤安定繰入金(支援分)	482,859	1.73	479,317	1.82	0.74	△ 0.09	
	職員給与費等繰入金	262,539	0.94	252,374	0.96	4.03	△ 0.02	
	出産育児一時金等繰入金	43,680	0.16	44,208	0.17	△ 1.19	△ 0.01	
	財政安定化支援繰入金	221,879	0.80	227,158	0.86	△ 2.32	△ 0.06	
	その他一般会計繰入金	409,067	1.47	332,286	1.26	23.11	0.21	
	計	2,320,419	8.33	2,213,896	8.40	4.81	△ 0.07	
基金からの繰入金	689,135	2.47	242,144	0.92	184.60	1.55		
前年度からの繰越金	15,177	0.05	72,727	0.28	△ 79.13	△ 0.23		
財産収入	909	0.00	4,204	0.02	△ 78.38	△ 0.02		
合計	27,870,480	100.00	26,399,100	100.00	5.57	-		

(歳出)

(単位:千円)

	R3年度決算見込		R2年度決算		決算額 前年度比 %	構成比 前年度差 ポイント	
		構成比%		構成比%			
総務費	一般管理費	107,883	0.39	135,850	0.51	△ 20.59	△ 0.12
	基金への積立金	909	0.00	4,411	0.02	△ 79.39	△ 0.02
	連合会負担金	1,634	0.01	1,629	0.01	0.31	0.00
	徴収費	92,072	0.33	86,065	0.33	6.98	0.00
	運営協議会費	541	0.00	224	0.00	141.52	0.00
	計	203,039	0.73	228,179	0.87	△ 11.02	△ 0.14
	保険給付費	療養給付費	16,874,481	60.54	15,751,076	59.69	7.13
療養費		156,300	0.56	142,840	0.54	9.42	0.02
審査支払手数料		60,371	0.22	54,780	0.21	10.21	0.01
葬祭費		21,000	0.08	19,750	0.07	6.33	0.01
高額療養費		2,457,948	8.81	2,272,380	8.61	8.17	0.20
移送費		150	0.00	0	0.00	-	0.00
出産育児一時金		65,558	0.24	66,812	0.25	△ 1.88	△ 0.01
結核医療附加金		50	0.00	10	0.00	400	0.00
傷病手当金		1,500	0.01	350	0.00	328.57	0.01
計		19,637,358	70.46	18,307,998	69.37	7.26	1.09
事業費納付金	医療給付費分	5,447,902	19.54	5,399,595	20.47	0.89	△ 0.93
	後期高齢者支援金等分	1,660,110	5.96	1,637,224	6.21	1.40	△ 0.25
	介護納付金分	517,548	1.86	511,304	1.94	1.22	△ 0.08
	計	7,625,560	27.36	7,548,123	28.62	1.03	△ 1.26
保健事業費	225,525	0.81	168,534	0.64	33.82	0.17	
諸支出金	177,998	0.64	131,089	0.50	35.78	0.14	
予備費	1,000	0.00	0	0.00	-	0.00	
合計	27,870,480	100.00	26,383,923	100.00	5.63	-	

(基金)

(単位:千円)

	R3年度決算見込	R2年度決算	決算額 前年度比 %
利子積立金 ①	909	4,204	△ 78.38
新規積立金 ②	0	207	△ 100.00
国保特会への繰出金 ③	689,135	242,144	-
年度末残高= 前年度末額+①+②-③	740,054	1,428,280	△ 48.19

※①+②:基金への積立金

加古川市国民健康保険条例の改正について

1 未就学児の均等割保険料の軽減措置に伴う改正について

① 改正の内容

国民健康保険料の応益分の均等割額について、新たに適用される軽減制度を追加する。

② 改正の理由

令和3年6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）が公布され、改正国保法において子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、未就学児の均等割保険料の軽減が行われることとなった。

この改正にあわせた加古川市国民健康保険条例の一部（国民健康保険料の応益分（均等割額）の軽減制度）について改正することとし、条例案は令和4年第1回市議会定例会に上程する。

③ 軽減制度の概要

(1) 対象

全世帯の未就学児

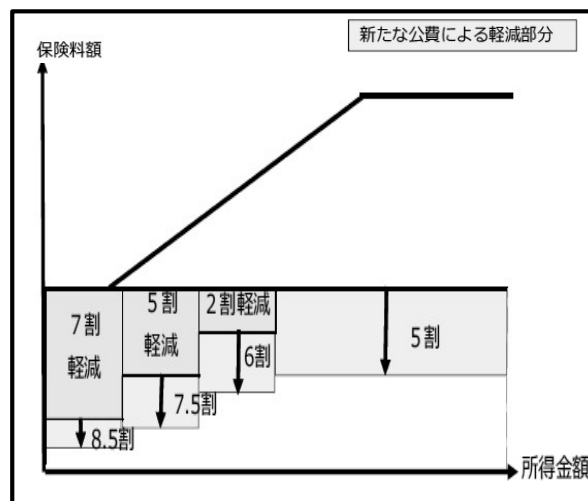
(2) 軽減額

当該未就学児に係る均等割保険料の5割を公費により軽減

※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。

(3) 公費の負担割合

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4



※軽減額試算（世帯に未就学児1名の場合）

	改正前均等割額			改正後均等割額			軽減額
	医療分	後期支援分	合計	医療分	後期支援分	合計	
軽減なし世帯	25,600円	6,800円	32,400円	12,800円	3,400円	16,200円	16,200円
2割軽減世帯	20,480円	5,440円	25,920円	10,240円	2,720円	12,960円	12,960円
5割軽減世帯	12,800円	3,400円	16,200円	6,400円	1,700円	8,100円	8,100円
7割軽減世帯	7,680円	2,040円	9,720円	3,840円	1,020円	4,860円	4,860円

（保険料の合計額で100円未満の端数処理を行うため、実際とは異なる場合があります。）

④ 施行予定日

令和4年4月1日

加古川市国民健康保険条例の改正について

2 賦課限度額の改正について

① 改正の内容

国民健康保険料のうち基礎賦課（医療分）限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課（後期支援分）限度額を19万円から20万円に引き上げる。

	医療分	後期支援分	介護分	合計
現行	<u>63万円</u>	<u>19万円</u>	17万円	<u>99万円</u>
改正後	<u>65万円</u>	<u>20万円</u>	17万円	<u>102万円</u>

② 改正の理由

令和3年12月24日に令和4年度税制改正の大綱が閣議決定され、賦課限度額の引上げが示されている。この大綱に基づき、近日中に国民健康保険法施行令の改正が見込まれるため、この改正にあわせて賦課限度額を引き上げる。

賦課限度額については、県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」で、国民健康保険法施行令で定める額を標準的な賦課限度額としていることから、改正後の施行令に準じて賦課限度額を引き上げる。

なお、この改正にあわせて加古川市国民健康保険条例の一部を改正することとし、条例案は令和4年第1回市議会定例会に上程する。

③ 影響額試算（令和3年11月30日現在数値で試算）

医療分賦課限度額超過世帯：314世帯

うち、引き上げ後も賦課限度額を超える世帯

⇒ 296世帯、保険料：5,920千円 増

うち、引き上げ後は賦課限度額以下となる世帯

⇒ 18世帯、保険料：191千円 増

計 6,111千円 増

後期支援分賦課限度額超過世帯：194世帯

うち、引き上げ後も賦課限度額を超える世帯

⇒ 180世帯、保険料：1,800千円 増

うち、引き上げ後は賦課限度額以下となる世帯

⇒ 14世帯、保険料：63千円 増

計 1,863千円 増

④ 施行予定日

令和4年4月1日

加古川市国民健康保険料の料率について

① 国民健康保険事業費納付金の確定額 7,294,245,781 円 … A

②標準保険料率の提示

区 分		県が提示する 標準保険料率	加古川市の 令和3年度保険料率
医療分 (対象：全員)	所得割	6.65%	7.8%
	均等割	28,698 円	25,600 円
	平等割	18,682 円	22,800 円
支援分 (対象：全員)	所得割	2.67%	1.8%
	均等割	11,184 円	6,800 円
	平等割	7,281 円	5,400 円
介護分 (対象：40～64 歳)	所得割	2.63%	2.4%
	均等割	13,550 円	9,500 円
	平等割	6,728 円	5,400 円

③ 市保険料の影響

市町ごとに異なる支出・収入（いずれも見込み）を反映すると

- ・加算調整 317,371,000 円 … B
- ・減算調整 2,937,303,000 円 … C

調整後の加古川市保険料総額

$$A + B - C = 4,674,313,781 \text{ 円} \dots D$$

納付金に必要な現年保険料総額	4,674,313,781 円
令和4年度当初予算現年保険料見込額	4,420,086,000 円
保険料の過不足	△254,227,781 円

④ 令和4年度の保険料率について

上記の推計により、令和4年度の市保険料収入額は、約2億5,400万円不足する見込みであるが、国民健康保険事業基金の令和3年度末残高見込みが約7億4,000万円あり、財源として手当可能な基金残高がある中での保険料率引上げは被保険者の理解を得られにくいと考えられることから、令和4年度の市保険料率は据え置くこととしたい。

令和4年度国保事業費納付金等の本算定に係る加算・減算調整額について

B 加算調整(+)

(単位:円)

内訳		R4当初予算案
1	その他保険給付:結核附加金、傷病手当金	10,500,000
2	保健事業に要する費用	223,841,000
3	一般分保険料の歳出還付	29,900,000
4	退職分の保険料歳出還付	130,000
5	普通交付金償還金	52,000,000
6	予備費	1,000,000
合計		317,371,000

C 減算調整(-)

(単位:円)

内訳		R4当初予算案
1	一般保険料(税)滞納繰越収入	156,402,000
2	退職保険料滞納繰越収入	234,000
3	県特別交付金	485,896,000
4	保険料延滞金等諸収入	96,000,000
5	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	482,860,000
6	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	900,396,000
7	事務費一般会計繰入金(審査支払手数料等分)	55,851,000
8	出産育児一時金繰入金	46,200,000
9	財政安定化支援事業繰入金	221,879,000
10	その他一般会計繰入金(福祉医療波及分)	367,127,000
11	その他一般会計繰入金(一般保険料条例減免分)	113,152,000
12	未就学均等割軽減	11,306,000
合計		2,937,303,000